

[委員会からのお知らせ](#)

[第181回食品安全委員会議事概要](#)

平成19年3月8日(木) 14:00~15:10

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 28品目(3)~(23)までポジティブリスト制度関連)

1)シエノピラフェン 2)レピメクチン 3)ピラフルフェンエチル 4)プロパルギット 5)アメトリン 6)アラクロール 7)イミペンコナゾール 8)エトキサゾール 9)エトフメセート 10)オキサジクロメホン 11)カルボキシシ 12)キザロホップエチル 13)クロマフェノジド 14)クロメプロップ 15)チアジニル 16)チジアズロン 17)テブフェノジド 18)トリチコナゾール 19)ハロスルフロンメチル 20)ピリフタリド 21)フルアクリピリム 22)ヘキサジノン 23)ベンゾビシクロン 24)イミダクロプリド 25)ウニコナゾールP 26)フルアジナム 27)テブコナゾール 28)トルフェンピラド

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1)殺ダニ剤であり、かんきつ、りんご、なし等への新規農薬登録がされています。
  - 2)殺ダニ剤であり、かんきつ、いちご、なす等への新規農薬登録がされています。
  - 3)除草剤で、小麦、大麦等に使用し、だいち、えだまめ、茶への適用拡大が申請されています。
  - 4)殺虫剤で、おうとう、りんご等に使用し、みかん、もも、茶等への適用拡大が申請されています。
  - 5)除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 6)除草剤で、とうもろこし、はくさい、いちご等に使用します。
  - 7)殺菌剤で、すいか、りんご、茶等に使用します。
  - 8)除草剤で、きゅうり、いちご、ぶどう等に使用します。
  - 9)除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 10)除草剤で、日本芝に使用します。
  - 11)殺菌剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 12)除草剤で、キャベツ、すいか、にんじん等に使用します。
  - 13)殺虫剤で、稲、はくさい、トマト等に使用します。
  - 14)除草剤で、稲に使用します。
  - 15)殺菌剤で、稲に使用します。
  - 16)植物成長調整剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 17)殺虫剤で、稲、そば、だいち等に使用します。
  - 18)殺菌剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 19)除草剤で、西洋芝及び日本芝に使用します。
  - 20)除草剤及び植物成長調整剤で、稲に使用します。
  - 21)殺虫剤、ダニ駆除剤及び線虫駆除剤で、かんきつ、なし、りんごに使用します。
  - 22)除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 23)除草剤で、稲に使用します。
  - 24)殺虫剤で、とうもろこし、大豆、ばれいしょ等に使用し、稲への適用拡大が申請されています。
  - 25)植物成長調整剤で、稲及びてんさい等に使用し、レタス、たまねぎへの適用拡大が申請されています。
  - 26)殺菌剤で、小麦及びばれいしょ等に使用し、らっきょう、食用ゆり等への適用拡大が申請されています。
  - 27)殺菌剤で、小麦及びばれいしょ等に使用し、大麦、日本なし、おうとう等への適用拡大が申請されています。
  - 28)殺虫剤で、はくさい、なす、みかん等に使用し、サラダ菜、ピーマン、ミニトマト等への適用拡大が申請されています。
- 3)~(28)については、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

○飼料添加物/動物用医薬品 3品目(全てポジティブリスト制度関連)

1)コリスチン 2)ナラシン 3)モネンシン

・厚生労働省より、家畜の病気を予防する目的で用いる抗生物質である旨説明。

・国内では飼料添加物での使用が主な用途であることから、先に肥料・飼料等専門調査会で審議を行い、その後に動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

<参考>

1)~3)抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準値が設定されています。

○動物用医薬品 8品目(全てポジティブリスト制度関連)

1)イソオイゲノール 2)イソシニコメロン酸ニプロピル 3)クラブラン酸 4)ケトプロフェン 5)ジシクラニル 6)ピペラジン 7)ベンゾカイン 8)メベンダゾール

・厚生労働省から説明。

・動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1)麻酔剤で、魚類等に用いられます。
- 2)殺虫剤で、牛、豚、鶏、魚類等に用いられます。
- 3)抗生物質でβ-ラクタマーゼ阻害剤であり、牛、豚等に用いられます。

- 4) 神経系用薬で、牛等に用いられます。
  - 5) 昆虫成長抑制剤で、羊等に用いられます。
  - 6) 寄生虫駆除剤で、牛、豚、鶏、魚類等に用いられます。
  - 7) 麻酔剤で、魚類等に用いられます。
  - 8) 寄生虫駆除剤で、牛、豚、鶏、魚類等に用いられます。
- 1)～8)はいずれもポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準値が設定されています。

## (2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

### 1) 「ニトロフラン類」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることとなった。

#### <参考>

1) 抗菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に伴い食品中に不検出とする農薬等の成分である物質として規定されています。ニトロフラン類は、動物に対して発がん性があることから、動物用医薬品としての使用は世界的に認められていません。しかし、一部の輸入魚介類等において、本剤の不正使用等による残留事例が確認されています。今回の審議において、ニトロフラン類及びその代謝物についてはADIは設定できないとされましたが、代謝物のうちSEMについては、生体に毒性を示す量と暴露量を比較して評価し、「リスクとしては小さい」とされたものです。

### (3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

#### 1) 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレート追加)について」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「食品等に使用されるPET並びに乳等省令に基づく乳製品及び調製粉乳に使用されているPETの安全性が、現行の規格基準により確保されていることを前提とし、容器に入った牛乳等が適切な条件下で管理される限りにおいて、今回申請されたPETは、牛乳等に使用しても十分な安全性を確保していると判断された。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

#### <参考>

1) ポリエチレンテレフタレートとは、ペットボトルの主成分で、「PET」と略称することもあります。強靱性、耐薬品性、透明性に優れ、繊維、フィルム、食品用途では飲用ボトルやトレー等に使用されています。PETの使用は、現在はいわゆるコーヒー牛乳等の乳製品には認められています。今回、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームに使用することについての申請が出されています。

#### (4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年2月分)について

- ・2月中に寄せられた85件について事務局から報告。

#### (5) その他

- ・特になし。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー